

新 旧 対 照 表

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">工事請負契約約款</p> <p>(第 1 条省略)</p> <p>(関連工事の調整)</p> <p>第 2 条 発注者は、請負人の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、請負人は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(工事着手届出書)</p> <p>第 3 条 請負人は、この契約の着手に当たり、<u>工事着手届出書を発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>(第 4 条から第 8 条まで省略)</p> <p>(下請負人の健康保険等加入義務)</p> <p>第 8 条の 2 請負人は、次の各号に掲げる届出の義務のいずれかを 履行していない建設業者（建設業法 <u>(昭和24年法律第100号)</u> 第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下、「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。ただし、発注者の指定した期限までに、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出したとき、又は、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注</p>	<p style="text-align: center;">工事請負契約約款</p> <p>(第 1 条省略)</p> <p>(関連工事の調整)</p> <p>第 2 条 発注者は、請負人の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、請負人は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p> <p><u>2 発注者は、請負人の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、請負人は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p>(工事の着手)</p> <p>第 3 条 請負人は、この契約の着手に当たり、<u>第11条第 1 項前段及び第 5 項前段に定める通知をしたときは、この工事に着手したものとみなす。</u></p> <p>(第 4 条から第 8 条まで省略)</p> <p>(下請負人の健康保険等加入義務)</p> <p>第 8 条の 2 請負人は、次の各号に掲げる届出の義務のいずれかを 履行していない建設業者（建設業法第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下、「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。ただし、発注者の指定した期限までに、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出したとき、又は、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認めるときはこの限り</p>

<p>者が認めるときはこの限りではない。</p> <p>(1) ～(3) (省略)</p> <p>(第9条及び第10条まで省略)</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 請負人は、監理技術者等（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者、監理技術者補佐（同条第3項ただし書の規定により監理技術者の職務を補佐する者として置かれる者をいう。）又は同条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者（同法第26条の2に規定する技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）を定めたときは、この契約の着手に当たり、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。また、これらの者を変更したときは、直ちに通知しなければならない。</p> <p>(第12条から第23条まで省略)</p> <p>(工期の変更の方法)</p> <p>第24条 第16条第7項、第18条第2項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による工期の変更については、発注者と請負人とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、工期を変更し、請負人に通知する。</p> <p>2 (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第24条の2省略)</p> <p>(請負代金額等の変更の方法)</p> <p>第25条 第16条第7項、第18条第2項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条第2項、第23条第3項又は第40条第2項の規定による請負代金額の変更については、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者と請負人</p>	<p>ではない。</p> <p>(1) ～(3) (省略)</p> <p>(第9条及び第10条まで省略)</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 請負人は、監理技術者等（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者、監理技術者補佐（同条第3項第2号の規定により監理技術者の職務を補佐する者として置かれる者をいう。）又は同条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者（同法第26条の2に規定する技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）を定めたときは、この契約の着手に当たり、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。また、これらの者を変更したときは、直ちに通知しなければならない。</p> <p>(第12条から第23条まで省略)</p> <p>(工期の変更の方法)</p> <p>第24条 第16条第7項、第18条第2項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による工期の変更については、発注者と請負人とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、工期を変更し、請負人に通知する。</p> <p>2 (省略)</p> <p><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、請負人からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、請負人との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して請負人が第56条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第57条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>(第24条の2省略)</p> <p>(請負代金額等の変更の方法)</p> <p>第25条 第16条第7項、第18条第2項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条第2項、第23条第3項又は第40条第2項の規定による請負代金額の変更については、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者と請負人</p>
---	--

とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、請負代金額を変更し、請負人に通知するものとする。

2 (省略)

(新設)

3 第16条第7項、第18条第2項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条第2項、第23条第3項、第27条第4項、第28条ただし書、第30条第4項、第34条第3項又は第40条第2項の規定により負担する費用の額については、発注者と請負人とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額変更)

第26条 発注者又は請負人は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して、請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は請負人は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と請負人とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額を定め、請負人に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこ

とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、請負代金額を変更し、請負人に通知するものとする。

2 (省略)

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、請負人からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、請負人との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して請負人が第56条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第57条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

4 第16条第7項、第18条第2項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条第2項、第23条第3項、第27条第4項、第28条ただし書、第30条第4項、第34条第3項又は第40条第2項の規定により負担する費用の額については、発注者と請負人とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額変更)

第26条 発注者又は請負人は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して、請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は請負人は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と請負人とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額を定め、請負人に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこ

の条に基づく請負代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったと認められるときは、発注者又は請負人は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は請負人は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該請負代金額の変更額については、発注者と請負人とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は請負代金額を変更し、請負人に通知する。
- 8 第3項又は前項の協議の開始の日については、発注者が請負人の意見を聴いて定め、請負人に通知する。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、請負人は、当該協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(新設)

(第27条から第36条まで省略)

(前払金の使用等)

第37条 請負人は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てら

の条に基づく請負代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったと認められるときは、発注者又は請負人は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は請負人は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該請負代金額の変更額については、発注者と請負人とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は請負代金額を変更し、請負人に通知する。
- 8 第3項又は前項の協議の開始の日については、発注者が請負人の意見を聴いて定め、請負人に通知する。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、請負人は、当該協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、請負人からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、請負人との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して請負人が第56条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第57条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(第27条から第36条まで省略)

(前払金の使用等)

第37条 請負人は、前払金(中間前払金を除く。)をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上

れる前払金の上限は、前払金の総額の100分の25とする。

(新設)

(第38条から第51条まで省略)

第51条の2 請負人は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 請負人又は請負人を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下、「請負人等」という。)が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、請負人等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下、「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下、「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、請負人等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、請負人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)において、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 請負人(法人にあっては、その役員又は使

限は、前払金の総額の100分の25とする。

2 請負人は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(第38条から第51条まで省略)

第51条の2 請負人は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 請負人又は請負人を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下、「請負人等」という。)が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、請負人等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下、「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下、「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該請負人等以外の者が対象となる確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、当該請負人等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、請負人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)において、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 請負人(法人にあっては、その役員又は使

<p>用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>(以下省略)</p>
--	--